

佐賀労働局発表

平成 31 年 4 月 10 日(水)

【担当】

佐賀労働局職業安定部職業対策課

課 長 飯田 善勝

地方障害者雇用担当官 中原 淳子

TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223

<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>

## 平成 30 年 佐賀県内の民間企業における障害者雇用状況の集計結果 ～法定雇用率達成企業の割合は 8 年連続で全国トップ～

佐賀労働局(局長 菊池 泰文)では、このほど、民間企業における、平成 30 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(民間企業の法定雇用率は 2.2%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主に報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成 30 年 4 月 1 日に改正されています(民間企業の場合は 2.0%→2.2%、対象企業を従業員数 50.0 人→45.5 人以上に拡大)。

### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率 2.2%)

○佐賀県内の民間企業における雇用障害者数は 2,439.5 人となり、  
6 年連続で過去最高を更新  
障害者実雇用率は 2.55%となり、5 年連続で過去最高を更新(全国 4 位)

- ・雇用障害者数は 2,439.5 人、対前年比 3.9% (91.5 人) 増加
- ・実雇用率 2.55%、対前年比 0.01 ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は、66.3% (全国平均 45.9%) となり、  
8 年連続で全国トップ

- ・対象企業数 603 社、達成企業数 400 社

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 民間企業における雇用状況

### 1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	95,633.5人	2,439.5人	2.55%	400/603	66.3%
	(92,280.0人)	(2,348.0人)	(2.54%)	(395/544)	(72.6%)

- 注 1. 表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2. 表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間障害者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
3. ( ) 内は、平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は 2,439.5人で、前年より3.9%（91.5人）増加し、6年連続で増加した。
- ・ 障害別に見ても、身体障害者は 1,498.5人（対前年比2.2%増）、知的障害者は688.0人（同1.4%減）、精神障害者は253.0人（同37.5%増）と、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.55%（前年は2.54%）で全国4位、法定雇用率達成企業の割合は66.3%（同72.6%）となり8年連続で全国トップとなった。

〔グラフ1・2・3、詳細表1（1）〕

### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で496.0人、100～300人未満で950.5人（同917.0人）、300～500人未満で327.0人（同306.0人）、500～1,000人未満で339.0人（同371.0人）、1,000人以上で327.0人（同310.0人）と、500～1,000人未満の企業規模で前年より減少した。

- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満で2.64%、100～300人未満で2.64%（同2.57%）、300～500人未満で2.53%（同2.58%）、500～1,000人未満で2.68%（同2.51%）、1,000人以上で2.13%（同2.20%）となった。

なお、民間企業全体の実雇用率2.55%（同2.54%）と比較すると、45.5人～100人未満、100～300人未満、及び500～1,000人未満規模企業は上回っているが、300～500人未満及び1,000人以上規模企業は下回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満が64.1%、100～300人未満が70.6%（同74.1%）、300～500人未満が59.0%（同71.4%）、500～1,000人未満が66.7%（同62.5%）、1,000人以上が42.9%（同66.7%）となり、500～1,000人未満の規模企業で前年より上昇したが、それ以外の規模の区分では低下した。

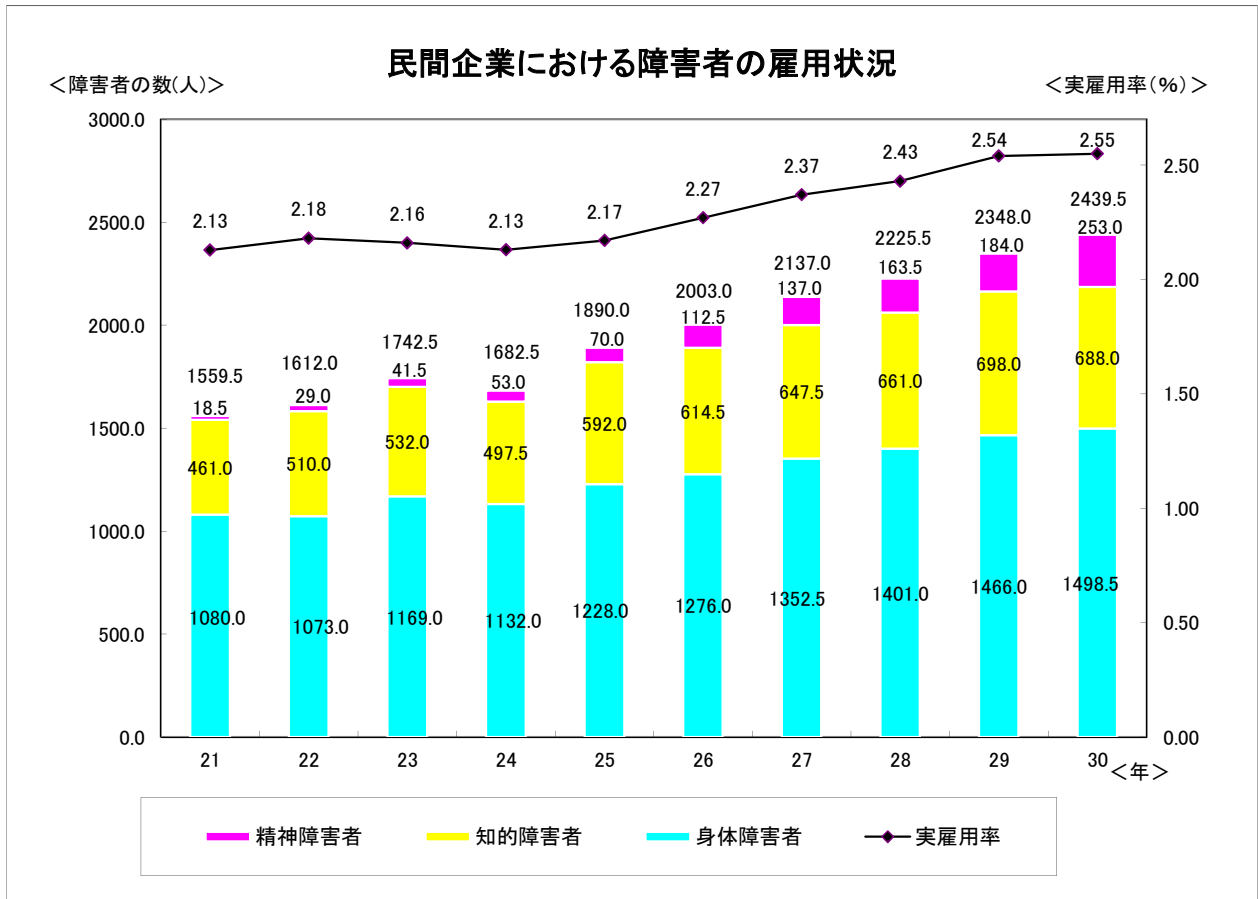
[グラフ4・5、詳細表2]

#### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成30年の法定雇用率未達成企業は203社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、76.8%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は106社で、未達成企業に占める割合は、52.2%となっている。

[詳細表3]

# 1. 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降

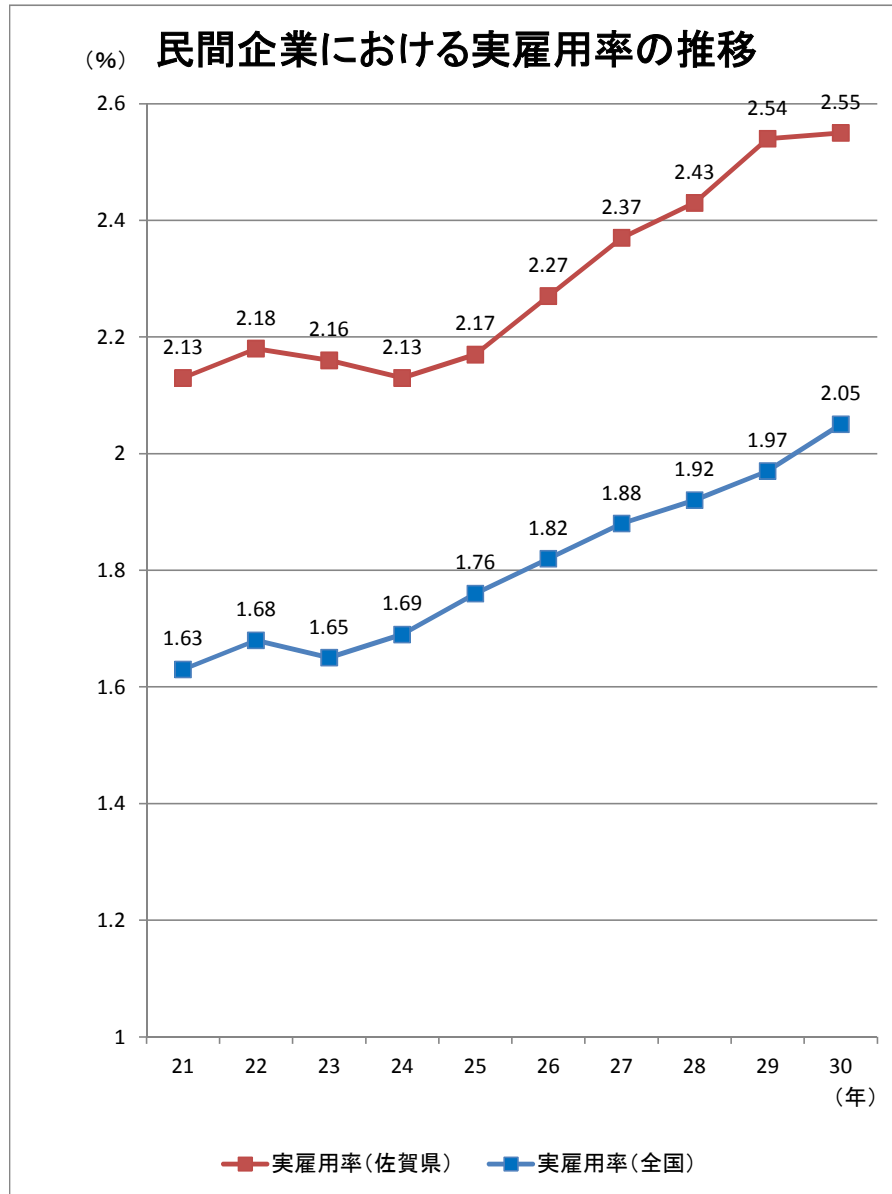
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者
- （知的労働者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成30年度以降

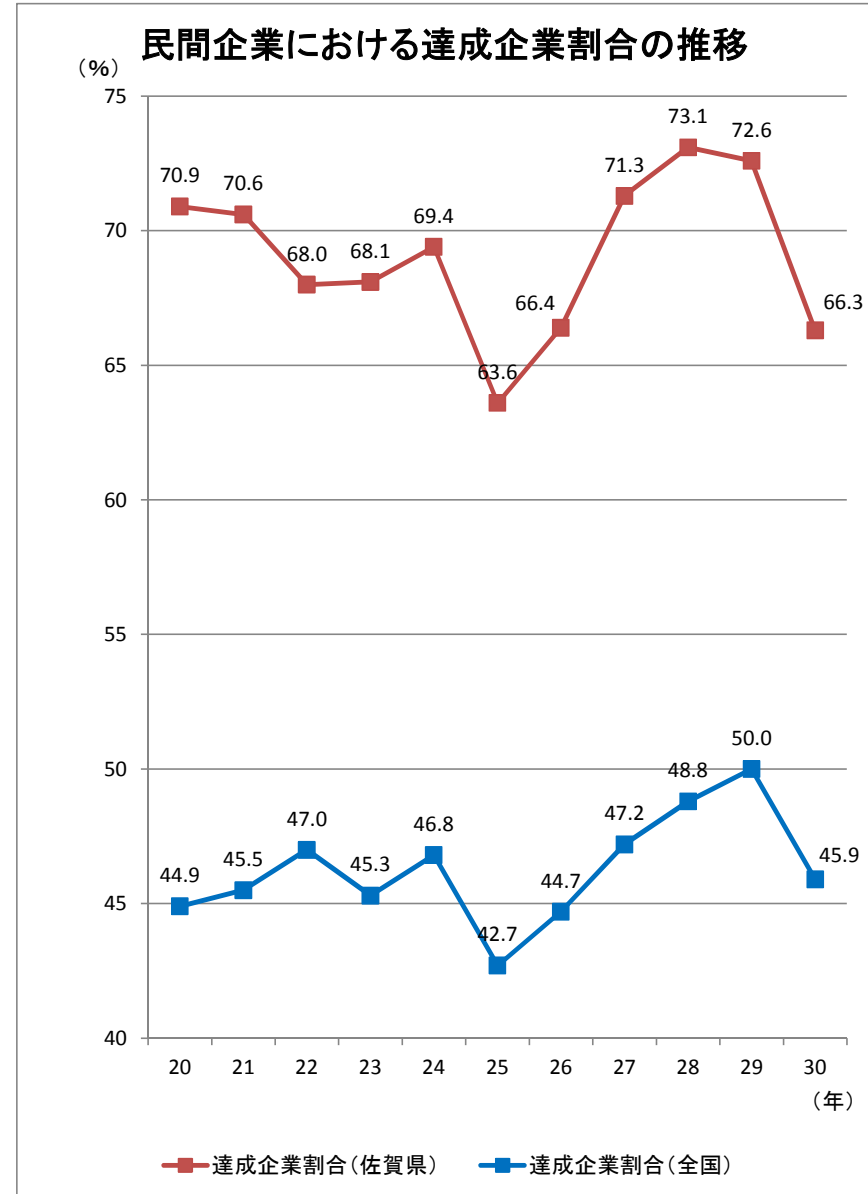
- 精神障害者である短時間労働者
- （平成27年6月2日以降に雇い入れられた精神障害者である短時間労働者は1人でカウント）
- （平成27年6月2日より前に雇い入れられ、同日以後に精神障害者保健手帳を取得した精神障害者である短時間労働者は1人でカウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成30年3月までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

## 2. 民間企業における実雇用率の推移

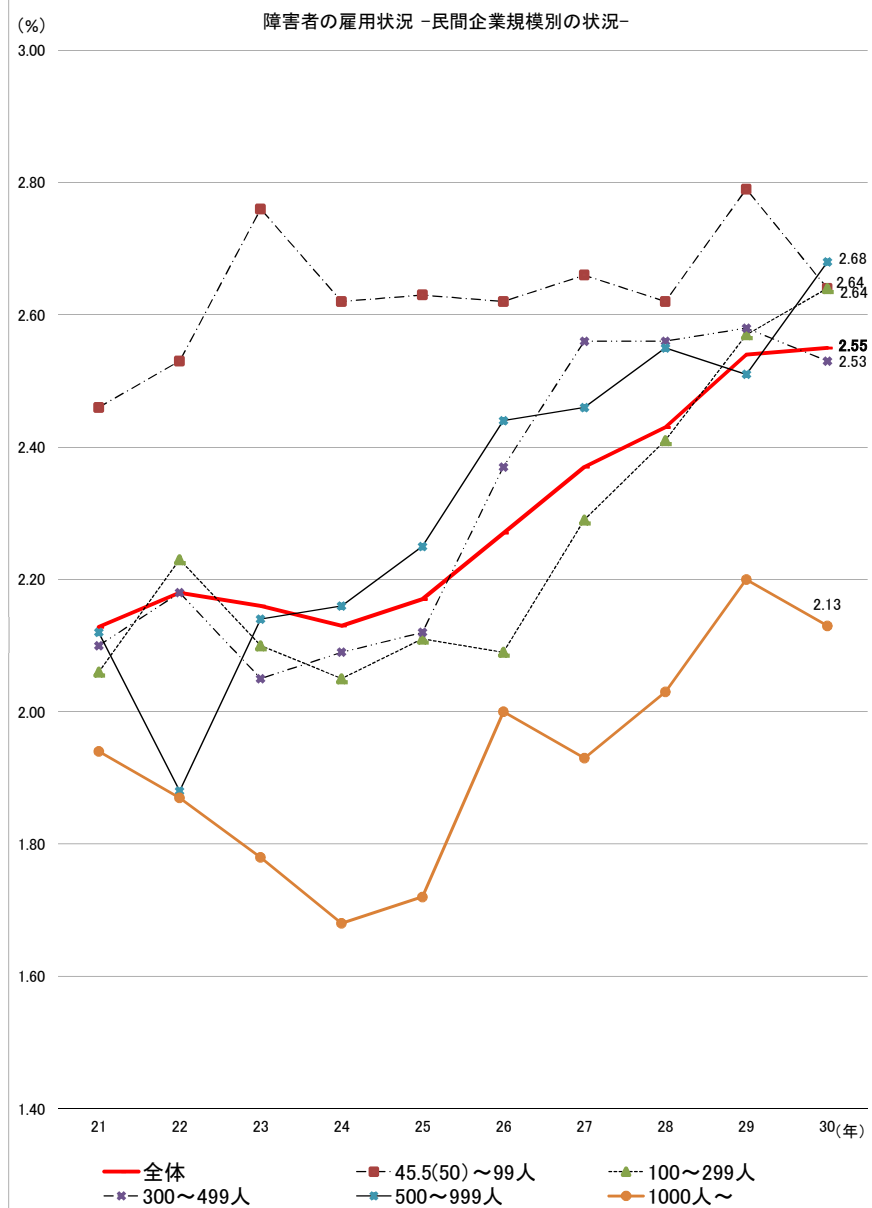


## 3. 民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移



#### 4. 企業規模別実雇用率

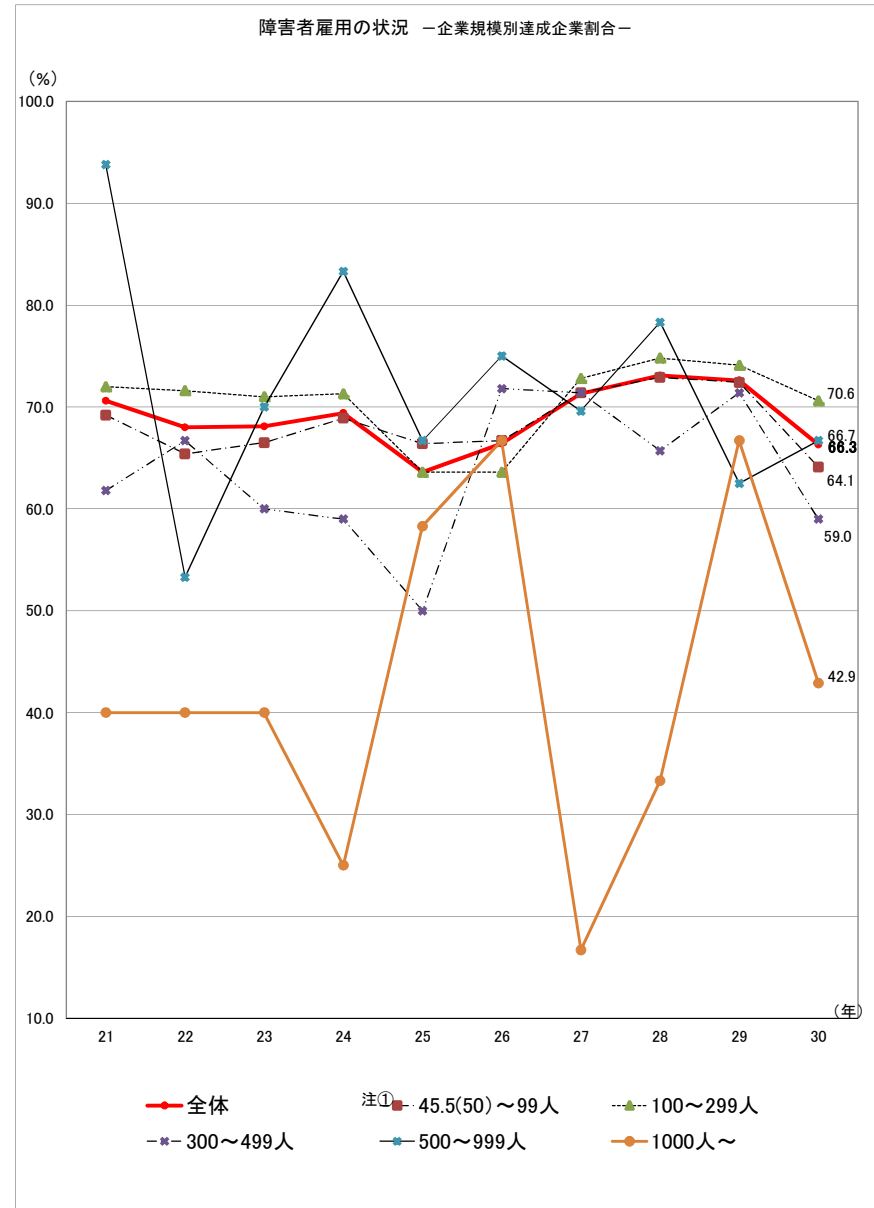
各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満  
 注② 平成29年までは、50~100人未満

#### 5. 企業規模別達成企業割合

各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満  
 注② 平成29年までは、50~100人未満

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 

{	一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%] （45.5人 [50人] 以上規模の企業） 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%] [労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
---	--
  
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
 （40人 [43.5人] 以上規模の機関）
  
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
 （42人 [45.5] 以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{array}{l}
 \text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 \text{+ 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数 + 失業者数}}
 \end{array}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

< 詳細表 >

民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

1. 概況

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用率 達成企業 の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業 (2.2%)	企業 603 (544)	人 95,633.5 (92,280.0)	人 467 (484)	人 78 (70)	人 1,333 (1,195)	人 189 (230)	人 2,439.5 (2,348.0)	人 248.5 (229.0)	% 2.55 (2.54)	企業 400 (395)	% 66.3 (72.6)

[1. (1)表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められ職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業 (2.2%)	人 2,439.5 (2,348.0)	人 346 (343)	人 49 (45)	人 710 (691)	人 95 (88)	人 1,498.5 (1,466.0)	人 128.5 (118.0)	人 121 (141)	人 29 (25)	人 389 (365)	人 56 (52)	人 688.0 (698.0)	人 67.5 (69.5)	人 172 (139)	人 100 (90)	-	人 253.0 (184.0)	人 52.5 (41.5)

[1. (2)表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



2. 企業規模別の雇用状況

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 603 (544)	人 95,633.5 (92,280.0)	人 467 (484)	人 78 (70)	人 1,271 (1,195)	人 251 (230)	人 2,439.5 (2,348.0)	人 248.5 (229.0)	% 2.55 (2.54)	企業 400 (395)	% 66.3 (72.6)
45.5～100人未満 (50～100人未満)	284 (228)	18,761.5 (15,914.0)	96 (93)	17 (14)	266 (229)	37 (30)	496.0 (444.0)	52.5 (37.5)	2.64 (2.79)	182 (165)	64.1 (72.4)
100～300人未満	252 (251)	35,954.5 (35,671.0)	168 (176)	38 (38)	509 (470)	113 (114)	950.5 (917.0)	100.5 (117.5)	2.64 (2.57)	178 (186)	70.6 (74.1)
300～500人未満	39 (35)	12,935.0 (11,841.0)	68 (64)	6 (4)	169 (168)	28 (12)	327.0 (306.0)	25.0 (21.0)	2.53 (2.58)	23 (25)	59.0 (71.4)
500～1,000人未満	21 (24)	12,644.5 (14,785.5)	70 (89)	10 (9)	147 (156)	59 (56)	339.0 (371.0)	47.5 (26.5)	2.68 (2.51)	14 (15)	66.7 (62.5)
1,000人以上	7 (6)	15,338.0 (14,068.5)	65 (62)	7 (5)	180 (172)	14 (18)	327.0 (310.0)	23.0 (26.5)	2.13 (2.20)	3 (4)	42.9 (66.7)

注 [1. (1)表の注]の表と同じ

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	人 2,439.5 (2,348.0)	人 346 (343)	人 49 (45)	人 710 (691)	人 95 (88)	人 1,498.5 (1,466.0)	人 128.5 (118.0)	人 121 (141)	人 29 (25)	人 389 (365)	人 56 (52)	人 688.0 (698.0)	人 67.5 (69.5)	人 172 (139)	人 100 (90)	人 62 -	人 253.0 (184.0)	人 52.5 (41.5)
45.5～100人未満 (50～100人未満)	496.0 (444.0)	56 (50)	10 (9)	124 (113)	21 (15)	256.5 (229.5)	40 (43)	7 (5)	104 (91)	10 (7)	196.0 (185.5)	38 (25)	6 (8)	5 -	43.5 (29.0)			
100～300人未満	950.5 (917.0)	126 (129)	22 (22)	298 (281)	40 (38)	592.0 (580.0)	42 (47)	16 (16)	144 (139)	32 (37)	260.0 (267.5)	67 (50)	41 (39)	22 -	98.5 (69.5)			
300～500人未満	327.0 (306.0)	54 (48)	4 (3)	95 (101)	14 (8)	214.0 (204.0)	14 (16)	2 (1)	54 (53)	7 (1)	87.5 (86.5)	20 (14)	7 (3)	4 -	25.5 (15.5)			
500～1,000人未満	339.0 (371.0)	54 (68)	8 (7)	93 (93)	16 (20)	217.0 (246.0)	16 (21)	2 (2)	27 (32)	5 (4)	63.5 (78.0)	27 (31)	38 (32)	25 -	58.5 (47.0)			
1,000人以上	327.0 (310.0)	56 (48)	5 (4)	100 (103)	4 (7)	219.0 (206.5)	9 (14)	2 (1)	60 (50)	2 (3)	81.0 (80.5)	20 (19)	8 (8)	6 -	27.0 (23.0)			

注 [1. (2)表の注]の表と同じ

3. 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区 分	①法定雇用率未達成企業数	② 不 足 数								③障害者の数が0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上20人 以下	20.5人以上50人 以下	50.5人以上	
規模計	203 ( 100.0%)	156 ( 76.8%)	22 ( 10.8%)	15 ( 7.4%)	6 ( 3.0%)	4 ( 2.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	106 ( 52.2%)
45.5人～100人未満	109 ( 100.0%)	105 ( 96.3%)	4 ( 3.7%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	97 ( 89.0%)
100～300人未満	72 ( 100.0%)	44 ( 61.1%)	15 ( 20.8%)	12 ( 16.7%)	1 ( 1.4%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	9 ( 12.5%)
300～500人未満	13 ( 100.0%)	5 ( 38.5%)	2 ( 15.4%)	3 ( 23.1%)	1 ( 7.7%)	2 ( 15.4%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
500～1,000人未満	5 ( 100.0%)	1 ( 20.0%)	1 ( 20.0%)	0 ( 0.0%)	2 ( 40.0%)	1 ( 20.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
1,000人以上	4 ( 100.0%)	1 ( 25.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	2 ( 50.0%)	1 ( 25.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数です。